

わかりやすい公害紛争処理制度

第6回 適正な解決をめざして - 公正・中立, 専門性 -

1 はじめに

公害紛争の適正な解決を図るために、公害紛争処理制度においては、中立な紛争処理機関が、専門的知識を活用しながら、必要に応じて自ら資料の収集等を行い、事件処理に当たる仕組みとなっています。今回は、この公害紛争処理機関の中立性・独立性に関することを中心として、併せて専門的知識の活用及び職権による資料収集に関して説明します。

2 紛争処理機関の中立性・独立性

公害紛争処理制度においては、公害に係る被害についての当事者間(加害者・被害者間)の紛争の適正な解決を図るため、次に述べるとおり、紛争処理機関の中立性、独立性が確保されています。

公害紛争処理機関として、国には公害等調整委員会が設けられており、その委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとなっています(公害等調整委員会設置法(以下「設置法」という。)第7条)。委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされ(設置法第5条)、一度任命されると、その者が「心身の故障のため職務の執行ができないと認められ」、又は「職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められ」る等法律に規定する事由に該当しない限り、罷免されないなど、特別に身分が保障され(設置法第9条、第10条)、職権行使の独立性が担保されています。また、委員長及び委員は、政治活動の制限、兼職の制限等の服務上の規制を受けています(設置法第11条)。

このように職権行使の独立性、身分保障が認められ、中立性を確保する等の観点から服務上の規制がなされている委員長及び委員があっせん委員として、あるいは、調停委員会、仲裁委員会、裁定委員会を構成し、紛争処理に当たることにより、紛争処理手続の公正さが担保されています。

なお、裁定手続においては、個々の事件における裁定の公正さと当事者の信頼を確保するため、裁定委員の除斥(公害紛争処理法(以下「処理法」という。)第42条の3)及び忌避(処理法第42条の4)の制度が設けられています。除斥とは、具体的な個々の事件において、裁定委員が当事者の親族である場合など法律に規定する事由に該当する場合には、裁定委員としての職務から排除される制度です。また、忌避とは、裁定の公正さを妨げるような事情があるときは、当事者の申

立てを受け、公害等調整委員会が決定により当該裁定委員を職務の執行から排除する制度です。仲裁手続においても、同趣旨の制度(処理法第 41 条、民事訴訟法第 792 条)が設けられています。

また、都道府県にも、紛争処理機関として公害審査会が設けられています。その委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県議会の同意を得た上で、都道府県知事が任命することとされており、また、委員は特別の身分保障がなされ、法律に規定する事由に該当しない限り罷免されないこととされているなど、公害等調整委員会の場合と同様、紛争処理手続の公正さが担保されています(処理法第 16 条)。

3 専門的知識の活用

公害紛争を適正に解決するためには、事実関係の把握や紛争解決策の選択等に関し、広い分野にわたる専門的・技術的な知識、経験が必要とされます。このため、公害等調整委員会の委員長及び委員は、広い分野から選任されており、事務局の職員にも、公害紛争を処理するに際して必要な専門的知識、経験を有する者が配置されています。さらに、公害等調整委員会は、各方面の専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるほか、関係行政機関に対し、資料の提出、技術的知識の提供等を求め、あるいは、試験研究機関や学識経験者等に対し、調査の委託を行うことができるなど、個々の事件に応じた適正な解決を図るための仕組みが用意されています。

また、都道府県公害審査会の場合も同様、その委員は広い分野から選任されており、関係行政機関の長等に対し、資料の提出、技術的知識の提供等を求めることができるほか、都道府県によっては専門調査員等を置き、必要な調査を行わせることとしているところもあります。

4 職権による資料収集

調停の手続においては、当事者間の話し合いを円滑に進め、調停の内容を適切妥当なものとするために、事実関係を明らかにしていくことが必要となります。また、裁定や仲裁の手続においても、当事者間の権利義務の存否や加害行為とされている行為と被害との間の因果関係の存否を判断する前提としての事実を認定するために必要な資料を収集する必要があります。このため、公害紛争処理制度においては、現地調査、事件関係人や参考人からの意見聴取等により、紛争処理機関が必要に応じて自ら資料収集を行うことが可能となっており、これにより、被害者の立証能力を補完し、紛争の適正な解決を側面から支援しています。

(公害等調整委員会事務局)

